

第4章 災害予防計画

(地震・津波対策)

第4章 災害予防計画（地震・津波対策）

第1節 基本方針

第1章「総則」第6節「災害の想定」等を受け、災害予防計画においては以下の点を基本方針として推進する。

- 1 人命損失防止対策の重点的推進
- 2 重度の生活障害防止対策の推進
- 3 防災的な土地利用の推進
- 4 防災基幹施設の防災対策の推進
- 5 防災力の向上
- 6 効果的な応急対策のための事前対策の推進

1 人命損失防止対策の重点的推進

地震災害時には、第1章「総則」第6節「災害の想定」で示したような種々の人命損失の危険が存在する。このような人命損失を除去・軽減するための災害予防対策を重視する。とりわけ、建物（被害）に対する対策及び地震津波防災上の必要な教育及び広報の推進を重視する。

2 重度の生活障害防止対策の推進

激甚な地震災害では重度の生活障害が広範囲に発生する。それを除去・軽減するための災害予防対策を推進する。

3 防災的な土地利用の推進

災害から住民の生命・財産を守るため、県の実施した防災アセスメントの結果をもとに災害の発生する危険性が高い土地についての情報を的確に住民に伝え、住民と行政が協力して安全な土地利用を推進する。

特に災害の危険性の高い地域については、情報提供や現行法に基づく規制制度等を活用して安全な土地利用を指導・誘導する。

4 防災基幹施設の防災対策の推進

阪神・淡路大震災や東日本大震災では、市町村庁舎等の公共施設、避難所、病院、警察署、消防関係機関、消防水利、道路等防災上重要な施設が大きな被害を受け、防災活動に大きな支障を来たしたことに配慮し、防災基幹施設の防災対策を重視する。この場合、防災アセスメント結果等を参考に、当該地域の危険度、防災基幹施設の重要度等を考慮し、防災対策を推進するものとする。

5 防災力の向上

大規模災害時には防災関係機関等だけでは対応できないことから、防災関係機関等における防災力の向上のほか、住民、自主防災組織、事業所等の防災力の向上を推進するものとする。

6 効果的な応急対策のための事前対策の推進

地震災害時に効果的に応急対策活動を実施するため、平常時から必要な事前対策を推進するものとする。

第2節 災害対策本部等の整備

本節の内容は、第2章 第1節「災害対策本部等の整備」による。

第3節 自主防災組織育成計画

本節の内容は、第2章 第2節「自主防災組織育成計画」による。

第4節 震災知識普及計画

地震の発生による被害及びその拡大を防ぐには、平常時における住民一人ひとりが地震に対する知識を身につけ、地震発生時には冷静沈着な行動をとれるようにすることが必要である。

このためには、防災知識の普及、啓発活動を行い、住民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の組織化及び育成を図るなど、次のような内容を充実させる。

- 1 防災広報の充実
- 2 職員に対する防災教育
- 3 住民に対する啓発
- 4 児童・生徒に対する防災教育
- 5 防災知識の普及に際しての留意点等
- 6 災害教訓の伝承

1 防災広報の充実

(1) 広報内容

- ・地震災害に関する一般知識
- ・出火防止及び初期消火の心得
- ・地震発生時の安全対策
- ・避難方法や指定緊急避難場所・指定避難所等
- ・非常持出品の準備

以上をもって住民に対する防災知識の普及を図っていく。

なお、啓発方法については、第2章 第3節「防災知識普及計画」の「住民に対する啓発」による。

2 職員に対する防災教育

計画内容は、第2章 第3節「防災知識普及計画」の「1 職員に対する防災教育」による。

3 住民に対する啓発

(1) 住民に対する啓発

ア 方法

- ①広報誌、パンフレット、ポスター等の利用
- ②防災士を通じた啓発
- ③講演会、講習会の実施
- ④防災訓練の実施
- ⑤インターネット（ホームページ）の活用
- ⑥各種ハザードマップ等の利用
- ⑦消防車や広報車等の巡回による普及
- ⑧想定浸水深等の表示（標識の設置）

イ 内 容

- ①地震・津波に関する基礎知識、地震発生時に具体的に取るべき行動に関する知識
- ②過去に発生した地震被害に関する知識
- ③備蓄に関する知識
 - (ア) 3日分の食料、飲料水等の備蓄
 - (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ④住宅等における防災対策に関する知識
 - (ア) 住宅の耐震診断と補強、防火に関する知識
 - (イ) 家屋内のタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒防止や棚上の物の落下やブロック塀の転倒による事故の防止、ガラスの飛散防止、火災予防等の家庭における防災対策に関する知識
- ⑤様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害発生時にとるべき行動
- ⑥土砂災害警戒区域、浸水想定区域等に関する知識
- ⑦緊急地震速報、津波警報等、防災気象情報、避難指示等に関する知識
- ⑧避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- ⑨避難生活に関する知識
- ⑩応急手当方法等に関する知識
- ⑪早期自主避難の重要性に関する知識
- ⑫コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- ⑬災害時の家族内の連絡体制の確保
- ⑭災害情報の正確な入手方法
- ⑮避難行動要支援者への配慮
- ⑯災害時における風評による人権侵害を防止するための知識
- ⑰出火の防止及び初期消火の心得
- ⑱水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- ⑲その他の必要な事項

4 児童・生徒に対する防災教育

計画内容は、第2章 第3節「防災知識普及計画」の「3 児童・生徒に対する防災教育」による。

5 防災知識の普及に際しての留意点等

計画内容は、第2章 第3節「防災知識普及計画」の「4 防災知識の普及に際しての留意点等」による。

6 災害教訓の伝承

計画内容は、第2章 第3節「防災知識普及計画」の「5 災害教訓の伝承」による。

第5節 防災訓練計画

防災に従事する職員の防災実務の習熟と実践能力の向上に努めるとともに、関係機関の連携と防災体制の整備を強化し、併せて住民への防災思想の普及向上を図るために、次のような訓練を継続的に行う。

- 1 総合防災訓練
- 2 各種訓練
- 3 住民の訓練
- 4 防災訓練に際しての留意点等
- 5 訓練準備段階での課題及び訓練結果の地域防災計画等への反映

1 総合防災訓練

町は、災害時の防災体制の万全を期するため、県や自衛隊をはじめ防災関係機関及び住民の協力を得て地震・津波等による災害を想定し、情報の収集・伝達、災害対策本部設置、被災地偵察、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、交通規制、救援物資の輸送、給水給食等の各訓練を総合的に実施する。

また、実施に当たっては、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び地域住民等との連携を図るとともに、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮するものとする。

2 各種訓練

(1) 応急対策計画確認訓練

応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練を実施するものとする。

なお、訓練は、以下の要領を中心に実施するものとする。

ア 町は、県及び関係機関との連携のもと、応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）等の確認を行う。また、協定締結先機関の協力を得て、協定内容とその実効性、協定先担当者等の確認を行う。

イ 町は、災害対策本部の運営を円滑に行うため、県との連携のもと図上訓練を実施する。

また、町は地域における防災力の向上を図るため、住民を対象とした図上訓練を実施する。

(2) 職員動員訓練

町は、災害時における災害対策の万全を期するため、災害対策本部の設置及び職員の動員連絡訓練、配備体制・初動訓練を実施する。

(3) 非常通信訓練

町は、災害時において、電話等が不通となり、または利用することが著しく困難な場合に、無線通信系における通信の円滑な運用を図るため、非常通信に関する訓練を実施する。

（4）水防訓練

水防管理団体である町は、水防活動の円滑な遂行を図るため、津波予警報等の伝達、海面監視、水位雨量観測、消防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防工法、避難等の訓練を実施する。また、機器等の故障を未然に防止するための点検・整備を行うこととする。

（5）消防訓練

災害時における火災規模や火災事象に応じた消防力が、円滑に発揮できるよう消防技術力の向上と防災意識の高揚を図るために、遠賀郡消防本部及び消防団を中心に、非常招集・火災消火技術・中継消火・避難誘導及び関係機関への応援要請等の訓練を実施する。

3 住民の訓練

町は、自主防災組織等の住民の防災行動力の向上を資するため、住民を主体とした次の訓練に対し、資機材の貸与、助言者の派遣等により積極的に援助する。

また、高齢者、障がいのある人等の避難行動要支援者参加型の訓練等を積極的に行う。

- （1）出火防止訓練
- （2）初期消火訓練
- （3）緊急地震速報対応行動訓練
- （4）避難訓練
- （5）応急救護訓練
- （6）災害図上訓練
- （7）情報の収集及び伝達の訓練
- （8）炊き出し訓練
- （9）その他の地域の特性に応じた必要な訓練

4 防災訓練に際しての留意点等

町は、県との連携のもと、定期的な防災訓練を実施することとし、夜間等様々な条件に配慮して、居住地、職場、学校等において実施するよう指導し、緊急地震速報・津波警報等の発表時や地震・津波発生時の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する資機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。訓練後には評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

さらに、訓練の際には、高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努めるものとする。

5 訓練準備段階での課題及び訓練結果の地域防災計画等への反映

防災訓練を準備する過程で把握された問題点や課題、訓練を通じて得られた教訓・課題を訓練終了後整理し、その結果を地域防災計画の改正や次回訓練の際に有効に活用するものとする。

第6節 広域応援体制の整備

本節の内容は、第2章 第5節「広域応援体制の整備」による。

第7節 都市防災計画

地震は突発的に発生し、被害は同時に広域的に発生する。このため次のことを実施して、地震災害から住民の生命、財産を守るために、災害に強いまちづくりの建設を積極的に推進する。

- 1 地震による同時多発火災の防止
- 2 防災空間・拠点の整備、拡大
- 3 ライフラインの安全対策
- 4 建築物等の耐震性の確保

1 地震による同時多発火災の防止

地震により発生する火災は、同時多発が予想されるので、火災を未然に予防し、被害を軽減するため、現有消防力の効果的な運用、平素における予防体制の確立に心がける。

一般家庭に対し消火器具等の普及と取扱い方法について指導する。また、地震動を感じとった場合、すばやく火の始末が行えるよう、地震時の心得の普及徹底を図る。

2 防災空間・拠点の整備、拡大

震災時において、避難者の安全確保を図るため、市街地の中に公園等のオープンスペースを確保することは、震災に強いまちづくりの基本的な課題である。

オープンスペースとしては、小・中学校グラウンド、公共グラウンド、公共駐車場、都市公園等、緑地、農地等が考えられる。

また、これらのオープンスペースは、延焼遮断帯として機能するほか、救護活動、物資集積等の拠点としての利用、がれき集積場所、ヘリコプターの臨時離発着場としての活用、応急仮設住宅の建設場所として利用することが可能である。

(1) 都市公園等の整備

都市公園等は、住民の運動広場を中心とするレクリエーションの場としての機能、環境保全の場としての機能のほかに、震災時における緊急避難場所あるいは延焼を防止するためのオープンスペースの機能を有する。

3 ライフラインの安全対策

(1) 上水道施設

浄水場等の構築物については、耐震設計を行っていることから、その機能に大きな支障をきたすような被害はないと考えられる。しかし、導送配水管等については、破損及び継手漏水等の被害が予想される。したがって、地震時における断水域の縮小、応急復旧の迅速化を図ることのできる体制づくりを行う。また、老朽化した管については、計画的に敷設替を実施する。

(2) 下水道施設

処理場・ポンプ場構造物は、「下水道施設地震対策指針と解説」に基づいて耐震設計を実施しているが、管渠については、膨大な延長がありすべて安全な構造とすることは難しく、被災箇所早期発見・早期復旧及び復旧までの間の臨時的な措置

の方法について検討を進めていく。

(3) 電気施設

突発性地震等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に努める。

(4) 通信施設

西日本電信電話株式会社は、防災業務計画、災害等対策規定に基づき、具体的な措置を定めて、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について予防措置を講じ万全を期するものとする。

4 建築物等の耐震性の確保

公共施設の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」等による耐震診断・改修の促進をはじめとする施策を必要に応じて実施していく。

特に新耐震基準以前に建築された既存建築物等の耐震性の向上を図るため、「岡垣町耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断・改修の促進を図るものとする。

第8節 避難場所・避難所計画

災害による家屋の倒壊、火災の発生等の差し迫った危険から住民を安全に避難させるため、広域の避難地（施設）を選定し、避難誘導が円滑に行えるよう住民への周知徹底を図る。

- 1 避難誘導體制の整備及び誘導方法への習熟
- 2 指定緊急避難場所・指定避難所等の整備及び周知
- 3 指定緊急避難場所・指定避難所等

1 避難誘導體制の整備及び誘導方法への習熟

(1) 避難誘導計画の作成と訓練

町は、災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、以下の項目について明示又は考慮し、避難誘導計画を作成し、訓練を行う。

なお、避難誘導計画の作成に当たっては、避難の長期化についても考慮するものとし、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備にも努めるものとする。

- ア 避難指示、高齢者等避難等を行う基準、伝達方法
- イ 避難指示等に係る権限の代行順位
- ウ 指定緊急避難場所・指定避難所等の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- エ 指定緊急避難場所・指定避難所等への誘導方法
- オ 高齢者、障がいのある人等の避難行動要支援者に配慮した避難支援体制
- カ 津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルール

(2) 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の整備

ア 避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）の策定

町は、高齢者、障がいのある人等の避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、災害対策基本法や国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）に基づき、本計画の下位計画として別途定める「避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」による個別計画の策定に努めるものとする。

イ 地域住民等の連携

町は、地域住民、自主防災組織や福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有等の避難行動要支援者の避難誘導體制の整備に努めるものとする。

また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難実施に時間を要し、避難を誘導・援護する地域住民、自主防災組織、福祉事業者や消防団の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の情報の把握等については、本章 第18節「避難行動要支援者対策計画」2「在宅の避難行動要支援者対策」による。

(3) 津波危険に対する避難の指示等の基準への習熟

地震発生直後の避難の指示等の大部分は津波に対するものである。そのため、町は、津波危険に対する避難の指示等の基準を習熟する。

2 指定緊急避難場所・指定避難所等の整備及び周知

(1) 指定緊急避難場所・指定避難所等の整備・点検の留意点

町は、指定緊急避難場所・指定避難所等の整備・点検に際しては以下の点を考慮する。また、自主防災組織や消防団等を通じて、定期的に安全性の確認を行うよう努める。

ア アクセスが容易である。

イ 住民等が良く知っている施設等である。

ウ 危険物施設等が近くにない。

エ 津波・浸水等の被害のおそれのない場所である。（津波・浸水状況が把握でき、さらに高台へ避難できる安全な経路があることが望ましい）

オ 施設に耐震性があり、避難経路が安全である。

カ 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、十分な幅員の道路に接している。

キ 給食施設の有無

ク 冷暖房設備の有無、バリアフリー化の状況

(2) 指定緊急避難場所・指定避難所等の機能の整備

ア 連絡手段の整備

町は、災害対策本部と指定緊急避難場所・指定避難所等との連絡手段を確保するため、通信機器等の連絡手段の整備に努める。

イ 施設等の整備

①指定緊急避難場所・指定避難所等における仮設トイレ、マット・毛布等の寝具、非常用照明施設、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備及び施設の耐震性の確保等に努める。

②空調、洋式トイレなどの高齢者、障がいのある人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設等の整備に努める。

③換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備にも努め、避難生活の長期化に備え、プライバシーの確保のための間仕切りや更衣室等の設備にも配慮する。

ウ 指定避難所の管理・運営体制整備

①指定避難所の施設管理者は、開設決定後に短時間で確実な避難所開設を行えるよう複数箇所での鍵管理体制及び人員参集体制の整備に努める。

②指定避難所の運営に必要な事項について、あらかじめマニュアル等を作成する。

エ 地域の防災拠点としての機能の整備

町は、指定した指定緊急避難場所・指定避難所等のうち必要と認められるものについては、地域の防災拠点としての機能の整備に努める。

(3) 指定緊急避難場所・指定避難所等の住民への周知

阪神・淡路大震災では、地震後、自分の地域の指定緊急避難場所・指定避難所等を問い合わせる電話が市町村に殺到し、職員がその対応に追われ、情報連絡に支障を来たしたといわれている。そのため、町は、指定緊急避難場所・指定避難所等について平常時から以下の方法でより一層の周知徹底を図る。

ア 町の広報誌、ホームページによる周知

イ 案内板等の設置による周知

①誘導標識

(津波対策として海拔等予想浸水深に関する情報を併せて示すよう努める)

②指定緊急避難場所・指定避難所等案内図

③指定緊急避難場所・指定避難所等表示板

(津波対策として海拔等予想浸水深に関する情報を併せて示すよう努める)

ウ 防災訓練による周知

エ 各種ハザードマップの作成、配布による周知

オ 自主防災組織等を通じた周知

3 指定緊急避難場所・指定避難所等

(1) 指定緊急避難場所

町は、自治公民館や集会所、隣接する広場や都市公園及びグラウンド等を、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、その切迫した危険から逃れるための指定緊急避難場所として、災害対策基本法第49条の4第1項及びその他関係法令等の規定に基づき指定する。

なお、災害の危険が去った後において、当該災害により自宅が損壊しているなどにより、一定期間滞在する場が必要となったときは、指定避難所や福祉避難所等に避難する。

(2) 指定避難所

町は、災害の危険性から避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在し、又は災害により自宅に戻れなくなった住民等が一定期間滞在する施設を、災害対策基本法第49条の7第1項の規定に基づく指定避難所として指定する。

指定避難所は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況等を勘案して指定するものとし、岡垣町では以下の施設を指定する。

- ・内浦小学校
- ・吉木小学校
- ・海老津小学校
- ・山田小学校
- ・戸切小学校
- ・岡垣中学校
- ・岡垣東中学校
- ・西部公民館
- ・中央公民館

- ・ 東部公民館
- ・ 町民体育館
- ・ いこいの里
- ・ 岡垣サンリーアイ
- ・ 町民武道館
- ・ 情報プラザ人の駅

（3）福祉避難所

高齢者、障がいのある人等の避難行動要支援者や応急救護を必要とするなどのうち、指定緊急避難場所や指定避難所での避難生活に支障のある人については、福祉施設や医療機関に移送する必要がある。

そのため、病院や福祉施設等と協定を締結し、福祉避難所として指定するよう努めるとともに、移送のための運送事業者との協定締結に努めることとする。

なお、岡垣町の福祉避難所は、以下のとおり。

- ・ いこいの里

（4）その他の避難場所

津波警報が発表された場合または強い地震や長い時間の揺れを感じた場合は、ただちに海岸から離れ、急いで高台などの安全な場所へ避難する。

第9節 情報管理体制等整備計画

- 1 緊急地震速報・津波警報等の受信伝達体制の整備
- 2 被害情報等の収集管理体制の整備
- 3 情報通信施設等の整備

1 緊急地震速報・津波警報等の受信伝達体制の整備

気象庁から発表される緊急地震速報、震度速報等の地震情報及び津波警報等は、地震時の応急対策を的確に行う上で重要である。そのため、その受信、伝達を迅速・的確に行うための体制の整備に努める。

(1) 津波危険に対する避難の指示等の基準の周知と習熟

町は、県及び関係機関との連携のもと、緊急地震速報対応行動や津波に対する警戒呼びかけ基準、避難の指示等の基準の職員に対する周知及び津波警報等の種類等への習熟を図るものとする。

(2) 受信伝達体制の整備

町は、県及び関係機関との連携のもと、研修、訓練等により、津波警報等の迅速・的確な受信伝達方法に習熟しておくものとする。

2 被害情報等の収集管理体制の整備

(1) 情報の収集連絡体制の整備

町及び防災関係機関は、地震による被害がその中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。

(2) 初動期における人命危険関係情報の収集管理体制の整備

ア 初動期には、人命の安全確保を目的として、主に以下の情報を収集し、各種の意思決定に反映させる必要がある。

- ①要救出現場数
- ②出火件数
- ③津波被害状況（人的被害状況、倒壊家屋状況）
- ④二次災害危険箇所（土砂災害の危険など）

イ 町及び関係機関は、上記情報を効果的に収集管理するために、以下の体制の整備に努めるものとする。

- ①職員の居住地域を考慮した情報収集担当地域体制等の整備
- ②参集職員からの被害情報の集約体制の整備
- ③住民等からの通報内容の分析と意思決定への反映体制の整備
- ④関係職員、関係機関間における情報の共有化体制の整備

3 情報通信施設等の整備

（1）岡垣町地域情報伝達無線システムの活用

町は、基地に係る緊急事態や災害の発生等に備え、緊急防災無線やJアラートなどの情報を受信・音声出力できる戸別受信機を全戸に設置する。

なお、災害に関する情報や避難指示、避難所開設といった情報は国又は町から発信するが、地域の状況に応じた避難支援情報や地域の公民館等を避難場所として開設した場合の避難場所開設情報、地域で行う災害対応訓練情報などについては、住民により身近な情報として必要に応じて地域が自ら提供することで、より多くの命を救うことに繋がることから、これらの情報については、町との連携の下に自治区長や校区コミュニティからも発信する。

（2）防災行政無線等の整備

災害現場と災害対策本部との情報伝達のために、移動系無線が設置されているが、関係機関及び指定緊急避難場所及び指定避難所等との連携を密にするため、移動系無線の増設又は、より通信環境が充実した機器への更新及び増設を行う。

ア 災害時における災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するため移動系無線の整備

イ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、移動系無線の整備

（3）福岡県防災・行政情報通信ネットワークの活用

町は、福岡県防災・行政情報通信ネットワークの福岡県防災情報システムを災害時等において効果的に活用できるよう、県と連携し必要なデータの整備を行う。

（当該データの加除修正を含む。）

（4）衛星携帯電話等の導入

非常時における連絡機能の強化を図るため、衛星携帯電話を災害対策本部に導入・設置する。

（5）防災関連機器の維持管理

町は、県及び防災関係機関と連携し、必要な地震計等、津波高の観測に必要な潮位計、GPS波浪計、水圧計等の観測機器の維持・整備に努めるとともに、地域衛星通信ネットワークや緊急防災無線等を活用すること等により、震度情報ネットワーク、その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。

非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取り扱い、機器の操作の習熟等に向け他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加する。また、非常用電源設備の整備に努めるとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底等を図る。

第 10 節 広報・広聴体制の整備

本節の内容は、第 2 章 第 8 節「広報・広聴体制の整備」による。

第11節 二次災害の防止体制整備計画

町は、降雨等に伴う二次災害を防止する体制の整備に努めるとともに、土砂災害の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策を推進するものとする。

1 降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

1 降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備

（1）被災建築物応急危険度判定体制の整備

被災した建築物等の余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全を確保することを目的とした被災建築物の応急危険度判定体制整備を図るため、県及び関係機関との連携のもと、被災時の連絡体制の確保に努めるものとする。

（2）被災宅地危険度判定体制の整備

町は、県との連携のもと、被災した宅地の被害状況を迅速・的確に把握して、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保する事を目的とした被災宅地の危険度判定体制の整備を図るため、被災時の連絡体制の確保、関係機関との連携体制の整備等に努めるものとする。

第 1 2 節 交通・輸送体制の整備

本節の内容は、第 2 章 第 9 節「交通・輸送体制の整備」による。

第13節 火災予防計画

木造家屋は、地震動そのものによる家屋倒壊等の一次災害だけでなく、同時多発的に火災が発生し、延焼するおそれがある。

そのため、地震時の出火防止・初期消火を基本とした火災の予防対策について、次のような点に留意する。

- 1 出火の防止
- 2 初期消火
- 3 火災の拡大防止

1 出火の防止

地震発生時において可燃物が火気使用設備・器具自体の付近に転倒、落下、接触などにより出火したり、電気火花が漏洩ガスに引火し出火する可能性がある。

そのため、地震発生後速やかに火の元の確認や安全器またはブレーカーを遮断するなど、出火防止のための処理を行うことが出火率を大幅に低減できることから、平常時から出火防止のため次の取り組みを推進する。

(1) 住民の火気取扱いに係る意識の向上

広報等を利用した住民に対する出火防止のための防災啓発の実施を図る。

(2) 発災後初期段階の緊急広報

出火防止に係る緊急点検を実施させるため、有線放送や消防車、広報車等による出火防止の広報等が円滑に行える体制づくりの整備を図る。

(3) 火気使用設備・器具の安全化及び周囲の可燃物の整理

耐震自動消火装置付ストーブやLPガスボンベの転倒防止策及び電気・ガストーブの周囲にある可燃物除去について住民への周知啓発を図る。

2 初期消火

地震に伴う火災では、住民一人ひとり及び自主防災組織並びに事業所による初期消火活動が重要であり、次の点について計画する。

- ・家庭への消火器具の普及及び使用方法の周知を図る
- ・住民及び事業所の火災警戒及び初期消火体制の充実
- ・自治区及び自主防災組織における初期消火用消防施設の設置の推進

3 火災の拡大防止

出火防止及び初期消火の徹底を図るとともに、木造建築物が密集した地域など、火災による被害が予想される地域を中心に、人命の安全確保に重点を置いた消防体制の整備を進めることが重要である。

(1) 消防活動計画の整備

大規模地震時における消防機関の消火、救助・救急活動、広域応援要請等の体制について整備しておく。

(2) 消防水利の活用

大規模地震時においては、消火栓は水道施設の破損等により断水または大幅な機能低下に陥るおそれがあることから、プール、調整池、ため池、河川水、海水等の利用を図る。

(3) 消防団の強化

消防団は、震災時には消防署と連携して警戒活動、消火活動を行うとともに平常時は、地域住民に対し、出火防止、初期消火等の指導を行うなど、地震火災対策において重要な役割を担っている。

そのため、消防団員の教育訓練などを推進し、組織強化を図るとともに、長期にわたる活動が可能な拠点施設の整備、防災資機材格納庫等の施設、装備及び活動資機材の充実、強化を図る。特に、災害時における連絡手段確保のための移動系無線について、より通信環境が充実した機器への更新及び増設を行う。

また、「消防団協力事業所表示制度」等を活用して、事業所との連携体制を整備するとともに、消防団員の確保に努めていく。

第14節 消防水利の確保

消火活動上重要な消防水利施設については、適切な維持管理が求められる。

消防水利の整備については、消防水利の基準（昭和39年12月消防庁告示第7号）で消火栓のみに偏することのないように考慮することと規定されており、特に、消火栓以外に活用可能な水利を把握するとともに、現在使用が困難な水利についても使用可能となる方策について検討する必要がある。

1 消防水利の確保

1 消防水利の確保

地震による火災に備え消火栓のみに偏ることなく、必要に応じて計画的に防火水槽の設置を行い、プール、調整池、ため池、河川水、海水等の活用により、消防水利の多様化を図っていく。

第15節 津波災害予防計画

津波災害対策は、いかに速く安全な場所へ住民を避難させるかが重要となる。

そのためには、日頃からの沿岸地域住民に対する津波に関する知識の普及と併せて、津波警報等の情報伝達体制の整備について推進していく。

1 津波予報等の受信伝達体制の整備

2 住民への伝達方法

1 津波予報等の受信伝達体制の整備

気象官署から発表される津波予警報及び地震情報は、地震時の応急対策を的確に行う上で重要である。そのため予警報の受信伝達を迅速かつ的確に行うための体制の整備に努める。

(1) 避難の指示等の基準の周知と習熟

津波に対する警戒・呼びかけ基準、避難の指示の基準における職員の教育を図り、また、津波予報の種類習熟等を図るものとする。

(2) 津波予報等の受信伝達体制の整備

津波予報等の迅速・的確な受信伝達方法について、関係職員の研修を実施する。

(3) 情報活用能力の向上

研修等により、気象官署や観測機器から入手した情報を正しく理解し適切な意思決定に結びつけられる能力の向上を図る。

2 住民への伝達方法

沿岸地域住民に対する津波情報の伝達については、次により緊急かつ適正に行われるよう体制の整備に努める。

(1) 岡垣町地域情報伝達無線システムにより戸別受信機から情報を発信する。

(2) 緊急防災無線や消防車、広報車等による徹底した警戒呼びかけ、避難の指示等の伝達が行われるよう体制の整備に努める。

(3) 防災気象情報の伝達や被災者の安否情報等について、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」等による伝達手段の整備拡充に努める。

(4) 避難の指示等の情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。

また、緊急防災無線を活用し、広く住民に周知する。

(5) 通信事業者等が行う被災者の安否情報等の収集及び伝達に係るシステムの効率的な活用が図られるように普及啓発に努める。

第16節 津波災害予防体制の整備

地震発生後、時を移さずして、津波は沿岸地域を襲うが、それを防ぎよめることは極めて困難なため、「逃げる」ための避難対策（ソフト対策）を推進し、「防ぐ」対策（ハード対策）でこれを支援・補強するものとする。

また、町では、指定避難場所や指定避難所、経路等の周知について、緊急防災無線などによる住民への情報伝達手段の整備を図るとともに、住民が迅速な避難行動を取れるよう、津波避難計画や津波ハザードマップの作成・周知に努めるほか、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

- 1 津波災害予防対策のための基本的な考え方
- 2 津波に対する防災予防体制の整備
- 3 避難体制の整備
- 4 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備
- 5 防災知識の普及、訓練の実施
- 6 津波避難訓練をする際の留意点等
- 7 津波に強いまちづくり

1 津波災害予防対策のための基本的な考え方

（1）津波の想定

津波災害対策の検討に当たっては、以下の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ア 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- イ 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

（2）津波災害予防対策の基本的な考え方

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、避難を軸に、そのための防災意識の向上、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるよう努めるものとする。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるよう努力するものとする。

2 津波に対する防災予防体制の整備

(1) 基本指針

町は、実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際、例えば、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話など参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。また、交通の途絶、職員または職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努めるものとする。

(2) マニュアルの整備

町は、県との連携のもと、必要に応じ災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、防災関係機関等との連携等について徹底を図るものとする。

3 避難体制の整備

(1) 避難行動の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、町は、県との連携のもと、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。

ただし、各地域において、津波到達時間、指定緊急避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。検討に当たっては、警察と十分調整を図るものとする。

(2) 避難誘導時の安全の確保

消防団員や警察官、職員などが避難誘導や防災対応にあたる際は、避難誘導をする者の安全が確保されることを前提とする。

(3) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、地震にともなう大規模な火災に対して安全な空間とすることや津波浸水深以上の高さを有することが重要である。

町は、これらを踏まえ、自治公民館や集会所、隣接する広場や都市公園及びグラウンド等を、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、その切迫した危険から逃れるための指定緊急避難場所として、災害対策基本法第49条の4第1項及びその他関係法令等の規定に基づき指定する。

なお、指定緊急避難場所については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

町は、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、建築物の耐浪化及び非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の

整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図るものとする。

（4）指定避難所

町は、災害の危険性から避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な間滞在し、又は災害により自宅に戻れなくなった住民等が一定期間滞在する施設を、災害対策基本法第49条の7第1項の規定に基づく指定避難所として指定する。

指定避難所は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況等を勘案して指定するものとし、女性の意見を反映し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮するよう努めるものとする。

（5）防災関係職員の避難誘導體制の整備

町や防災関係機関は、職員、警察官、消防団員など防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

（6）避難行動要支援者の避難誘導體制の整備

町は、高齢者、障がいのある人等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治区、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、岡垣町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画に基づき、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努め、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図るものとする。

町は、避難行動要支援者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。

（7）避難指示等の発令

町長は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

（8）町における津波避難対策

町は、避難場所のあり方に関し、女性等の意見を反映し、女性や子育て家庭等多様な生活者のニーズに配慮するよう努める。

4 津波警報等、避難指示等の伝達体制の整備

（1）伝達手段の確保

町は、住民、走行中の車両、船舶、海水浴客、釣り人等に対する津波警報等の伝達手段として、海浜地での迅速かつ確実な伝達を確保するため、サイレン、消防車や広報車、旗などその他視覚的伝達方法等多様な手段の整備に努めるとともに、福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、スマートフォン

を活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図るものとする。

(2) 伝達協力体制の確保

町は、沿岸部に多数の人出が予想される施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施行管理者等）及び自主防災組織の協力を得て、津波警報等の伝達協力体制を確保する。

(3) 津波警報等災害情報伝達訓練の実施

町は、津波警報等を迅速かつ的確に伝達するため、県及び防災関係機関と連携して、災害情報伝達訓練を企画し実施するものとする。

(4) 啓発及び訓練の実施

町は、地域住民に対し、各種講演会など各種普及啓発活動を通じ、津波に対する防災意識の高揚を図るとともに、防災関係機関、地域住民、事業所等が一体となり避難行動要支援者にも配慮した津波警報等伝達、避難誘導、避難援助等の実践的な津波防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(5) 学校等教育関係機関

学校等教育関係機関は、児童・生徒が津波の特性を正しく理解するため、防災教育の一環として、津波防災教育を行うとともに津波避難訓練を実施するよう努めるものとする。

5 防災知識の普及、訓練の実施

(1) 防災知識の普及

町は、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、県と連携のもと、津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

さらに、防災知識の普及の際には、高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努めるものとする。

また、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

ア 避難行動に関する知識

- ①沿岸部においては、どこでも津波が襲来する可能性があること
- ②強い地震（震度4程度）を感じたとき、または、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- ③避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行

動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと 等

イ 津波の特性に関する情報

- ①津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
- ②第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること
- ③強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性 等

ウ 津波に関する想定・予測の不確実性

- ①地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
- ②特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には、一定の限界があること
- ③指定緊急避難場所や指定避難所の被災や孤立もあり得ること 等

エ 家庭での予防・安全対策

- ①3日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
 - ②負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策等
- オ 警報等発表時や避難指示等発令時にとるべき行動、指定緊急避難場所での行動

カ 災害時の家族内の連絡体制の確保

（2）防災教育の実施

教育機関においては、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努めるものとする。旅行先などで津波被害に遭う可能性もあることから、津波に関する防災教育に努めるものとする。

町は、県との連携のもと、学校教育はもとより様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、津波災害と防災に関する理解向上に努めるものとする。

町は、国及び県との連携のもと、津波に関する想定・予測の不確実性を踏まえ、津波発生時に、刻々と変わる状況に臨機応変の避難行動を住民等が取ることができるよう、防災教育などを通じた関係主体による危機意識の共有に努め、津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図るものとする。

また、町は、県との連携のもと、防災関係職員に対しても津波災害に関する研修を実施し、防災対応能力の向上を図るものとする。

（3）海拔の表示

住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、津波発生時に円滑な避難ができるよう、海拔の表示を計画的に行う。

（4）津波ハザードマップの整備

町は、県が公表する津波災害警戒区域を踏まえて指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図るものとする。

町は、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、その内容を理解してもらうよう努めるものとする。

(5) 防災訓練の実施

津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、国及び県との連携のもと、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めることとする。

6 津波避難訓練をする際の留意点等

津波時における避難は迅速性を要するため、町は、県との連携のもと、津波避難訓練を行う場合には、できる限り災害遭遇時の社会心理学上の人間の心理特性（災害に対峙した場合に人間は避難することを躊躇することが多い）も意識するように努め、避難を率先して行う者をあらかじめ指名するなど、避難行動を早期に開始し住民も後に続くような方策を考慮するよう努めるものとする。

7 津波に強いまちづくり

(1) 基本指針

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

(2) 都市計画・土地利用計画等との連携

ア 基本方針

町は、県との連携のもと、新たな土地利用について検討する際、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所等、避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちについて検討していくものとする。なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

町は、県との連携のもと、地域防災計画、都市計画等の計画相互の有機的な連携を図るため、関係課による共同での計画作成、まちづくりへの防災専門家の参画など、津波防災の観点からのまちづくりに努めるものとする。また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努めるものとする。

イ 行政関連施設、要配慮者にかかわる施設等について

町は、県との連携のもと、行政関連施設、要配慮者にかかわる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。また、公共施設等災害応急対策上重要な施設の津波対策

については、特に万全を期するものとする。

(3) 津波災害警戒区域の指定

ア 区域の指定

町及び県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため津波災害警戒区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講じるものとする。

町は津波災害警戒区域の指定のあったときは、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、小・中学校、医療施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

イ 区域内の防災対策

①情報伝達体制

町は、津波災害警戒区域内の主として要配慮者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

②避難体制

津波災害警戒区域が指定された場合、町長は、津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

③防災関連施設

町は、河川堤防の整備等を推進するとともに、内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。

町は、緊急輸送ルート確保を早期に確実にを行うため、主要な市街地等と高速道路とのアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

第17節 土砂災害予防計画

都市化の進展に伴い、斜面への住宅建設が行われている場合など、地震による斜面崩壊等の被害も発生する可能性が考えられる。

そのため次のような点を留意する。

- 1 方針
- 2 災害危険地域の現状把握とパトロールの実施
- 3 住民への周知等
- 4 防災事業計画
- 5 開発の指導

1 方針

町は、県及び関係機関と連携のもと、地震による土砂災害を未然に防止するため、危険箇所を把握し、危険な箇所における災害防止策をハード・ソフト両面から実施する。

特にソフト面では、県が指定した土砂災害警戒区域等に基づき警戒避難体制の整備やハザードマップの作成を行うなど、土砂災害の防止に努める。

2 災害危険地域の現状把握とパトロールの実施

土砂災害を起こす可能性のある場所については、土砂災害防止法等により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について指定、公表されている。

地震時においては、これらの箇所においてがけ崩れ等の災害が発生する可能性があることから、標識表示を推進したりするとともに、危険箇所の指定状況を明記しておく必要がある。

また、関係機関と合同で定期的にパトロールを実施し、保全措置の進捗状況等当該危険箇所の現況を常時把握しておくものとする。

3 住民への周知等

・地震発生時には、できる限り速やかに土砂災害警戒区域等から避難するよう、緊急防災無線等により周知する。

・地震発生後に経年変化によって、二次的な土砂災害が発生するおそれもあることを十分に地域住民に伝え、指定緊急避難場所等と併せて周知しておくことが必要である。

4 防災事業計画

法令に基づき土砂災害警戒区域に指定された場合に、各種の防災工事事業を行うこととなるがこれらについては、事業着手に係る優先度などを考慮して計画を策定する。

また、防災事業が完了した災害危険区域でも、時間の経過とともに山崩れ、がけ崩れの危険性をはらんでいることから、常に危険箇所の把握に努める必要がある。

5 開発の指導

宅地開発等において、土砂災害特別警戒区域等の用途不適区域を含まないよう開発指導に留意する。

第18節 避難行動要支援者対策計画

阪神淡路大震災や東日本大震災のような大規模災害時には、避難に時間を要する高齢者や障がいのある人、乳幼児等の要配慮者は犠牲になりやすい。

このため、予想される被害を最小限にとどめ、災害時における要配慮者の安全確保を図るため、次の対策を講じる。

- 1 留意点
- 2 在宅の避難行動要支援者対策
- 3 社会福祉施設、病院等の対策
- 4 保育所・幼稚園等対策
- 5 避難行動要支援者等への防災教育・訓練等の実施

1 留意点

（1）発災時間と対策との対応

災害の発生時期を事前に特定することは難しい。そのため、日頃から避難行動要支援者の避難支援体制整備に努めるとともに、町からの避難情報を、避難に要する時間等を考慮し早目に発令するよう努めることとする。

（2）行政と地域住民との協力体制の整備

広域な地域にわたって被害をもたらす災害に対しては、特に地域住民が助け合う「共助」の取り組みが必要である。

このため、避難行動要支援者に関して、平常時からの情報の共有や避難支援者の確保、避難訓練の実施など、避難支援者を中心とした近隣のネットワークづくりを進める。

（3）障がいのある人等に対する配慮の必要性

障がいのある人等に対し適切な情報を提供するために、災害ボランティア本部などを通じ、手話通訳者及び手話ボランティア等を確保することや福岡県防災情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、スマートフォンを活用した防災情報提供アプリ「ふくおか防災ナビ・まもるくん」のさらなる普及促進を行なうこととする。

2 在宅の避難行動要支援者対策

町は、災害対策基本法や国の避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき「岡垣町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」を作成し、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制などについて、本計画の下位計画として避難行動要支援者対策を位置づけている。

災害対策基本法や国の取組指針において、地域防災計画に定めるとして掲げられている下記の事項を含め、在宅の避難行動要支援者の避難支援については、岡垣町避難行動要支援者避難支援プラン全体計画により行う。

1. 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
2. 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
3. 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市町村が求める措置及び市町村が講じる措置
4. 名簿の更新に関する事項
5. 避難支援等関係者となる者
6. 避難支援等関係者の安全確保
7. 要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

3 社会福祉施設、病院等の対策

(1) 組織体制の整備

ア 町の役割

町は災害対応マニュアルの作成等を通じ、社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等の管理者を支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための組織・体制の整備を促進するとともに、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等との連携を図り、要配慮者の安全確保に関する協力体制の整備に努める。

また、災害発生時における社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間の協力体制の整備に努める。

イ 社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等の管理者の役割

高齢者、障がいのある人、乳幼児等の要配慮者が利用する社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等の管理者は災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図るとともに職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分に配慮した体制整備を行う。

また、町、自治区、民生委員・児童委員、施設相互間等と連携をとり、要配慮者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

(2) 防災設備等の整備

ア 町の役割

町は、社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等の管理者を支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための防災設備等の整備や、施設機能維持のための備蓄（水、電力、医薬品、非常用電源等）の推進、避難等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

イ 社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等の管理者の役割

社会福祉施設、介護老人保健施設及び医療機関等の管理者は、施設の立地や構造等に留意し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備を行う。

また、災害発生に備え、要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を行う。

（3）要配慮者を考慮した防災基盤の整備

町は、要配慮者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等の立地を考慮し、避難地及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

4 保育所・幼稚園等対策

町は、保育所・幼稚園等の管理責任者を支援し、災害時における幼児の安全確保の方法、保護者等との連絡体制等の整備や避難訓練等の防災訓練の計画的な実施を促進する。

5 避難行動要支援者等への防災教育・訓練等の実施

町は、県との連携のもと、避難行動要支援者及びその家族に対し、パンフレット等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識や指定緊急避難場所、指定避難所、福祉避難所の位置等の理解を高めるよう努める。

また、避難が必要な際に避難行動要支援者に避難を拒否されることで避難実施に時間を要し、避難を誘導・援護する自治区、民生委員・児童委員、福祉事業者や消防団等の避難の遅れを極力防ぐため、日頃から避難行動要支援者に対する避難訓練を実施するなど、避難行動要支援者に対して避難の重要性の認識を普及させ、円滑に避難を実施できる体制の構築に努めるものとする。

第 19 節 災害ボランティアの活動環境等の整備

本節の内容は、第 2 章 第 13 節「災害ボランティアの活動環境等の整備」による。

第20節 備蓄体制の整備

- 1 共通方針
- 2 給水体制の整備
- 3 食料供給体制の整備
- 4 生活必需品等供給体制の整備
- 5 機材供給体制の整備
- 6 義援物資の受入体制の整備

1 共通方針

(1) 町は、東日本大震災を踏まえ、大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、生活必需品、非常用電源その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それらの供給のための備蓄基本計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、または指定避難所等の位置を勘案した地域完結型の分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努めるものとする。さらに、備蓄倉庫の設置場所についても、東日本大震災の教訓から、津波の浸水想定区域を避けるなど、その安全性に十分配慮するものとする。

また、町は、物資の輸送に当たっては、物資拠点への輸送にとどまらず、発災直後から一定期間は必要に応じて指定避難所等に搬送するなど、被災者に確実に届くよう配慮するよう努めるものとする。

さらに、被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

(2) 被災時に求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど季節を考慮するものとする。

(3) 町は、一般家庭や事業所に対して、災害時への備えとして以下について周知徹底するとともに、在宅の避難行動要支援者への地域住民による食料及び生活物資配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

ア 平常時から3日分（3リットル／人・日）以上の飲料水の備蓄や飲料水以外の生活用水の確保

イ 最低2～3日分の食料及び生活物資の自主的確保

(4) 町及び関係機関は、第5章 第13節「救援救護計画」に示す活動方法・内容を十分に理解しておく。

2 給水体制の整備

(1) 趣 旨

震災時は、広範囲にわたる水道施設の破損や停電による浄水施設等の停止により水道水の汚染や断水が予想される。そのため、町は、平常時から水道施設の耐震性強化、被災時の給水の確保や復旧のための体制について整備しておく必要がある。

(2) 補給水利等の把握

町は、震災時において適切な対応がとれるよう、日頃から施設の現況把握に努めるとともに、被災時の応急飲料水の確保を考慮し、地下水や湧水等の緊急水源の確保、配水池等構造物への緊急遮断弁の設置や耐震性貯水槽等の整備等を計画的に進める。

(3) 給水用資機材の確保

町は、必要な給水タンクや給水容器類及び応急給水用の給配水管等を準備しておくとともに、給水容器の借上や輸送等について、関係機関との間に災害時における協定を締結し、飲料水等の確保を図る。

(4) 危機管理体制の整備

町は、日常の維持管理業務を着実に行うことはもとより、震災時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水活動体制等の整備に努める。

(5) 水道施設の応急復旧体制の整備

町は、水道施設を速やかに復旧して飲料水の確保を図るため、事前に復旧に要する業者等との間において災害時における協定を締結する等、応急復旧体制の整備を図る。

3 食料供給体制の整備

(1) 趣 旨

町は、県及び関係機関と連携し、災害により日常の食事に支障を生じた者等に対する炊き出しその他による食料の供給体制の整備に努める。

この場合、災害時により混乱・途絶していた市場流通がある程度回復するまでの間の食料を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制の整備に努める。

(2) 食料の備蓄

ア 町の備蓄推進

町は、食料の備蓄に当たり、地域の実情に応じた備蓄品目を選定するとともに、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄または指定避難所等の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、食料の供給途絶が生命にかかわる可能性のある高齢者、乳

幼児及びアレルギー体質者等、食事療法を要する者等に特に配慮するものとする。

イ 住民・事業所の備蓄推進

住民は、大規模地震発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、3日分相当の食料の備蓄を行うよう住民に啓発する。また、事業所内においても最低3日間は従業員が待機できるように、その分の水や食料などをできるだけ企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出さないように努める。

(3) 災害時民間協力体制の整備

ア 関係業者と災害時の協力協定締結の推進

町は、食料関係業者（弁当等）との災害時の協力協定締結に努める。

この場合、協定内容は原則として、食料の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

イ 農業団体と災害時の協力協定締結の推進

町は、農業団体との災害時の協力協定締結に努める。

ウ LPガス業者等との協力体制の整備

①指定避難所等へのLPガスの供給体制の構築

町は、指定避難所等へのLPガス及びガス器具の供給等について、（社）福岡県LPガス協会やLPガス事業者との間で協力体制の構築に努める。

②給食施設等の応急復旧体制の整備

町は、被害を受けた学校給食施設等の応急復旧、炊飯施設の仮設について、LPガス事業者との間で協力体制の整備に努める。

4 生活必需品等供給体制の整備

(1) 趣旨

災害時には、生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し給与または貸与する必要がある。

そのため、町は、災害により混乱・途絶した市場流通がある程度回復するまでの間の必要物資を、平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制の整備に努める。

(2) 生活物資の備蓄

ア 町の備蓄推進

町は、生活必需品の備蓄に当たり、生活物資の不足による影響が特に懸念される高齢者や障がいのある人、乳幼児等の要配慮者に配慮しつつ備蓄品目を選定し、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄または指定避難所等の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

なお、この場合、生活物資の不足による影響が特に懸念される高齢者や障がいのある人、乳幼児等の要配慮者に特に配慮するものとする。

イ 住民・事業所の備蓄推進

住民は、大規模地震発生直後は、行政等からの支援が困難になる可能性があることから、3日分相当の生活必需品等の備蓄を行うよう努める。また、事

業所内においても最低3日間は従業員が待機できるように、その分の被服や寝具などを可能な限り企業備蓄し、従業員に無理な帰宅指示を出さないように努める。

(3) 災害時民間協力体制の整備

町は、生活物資等関係業者との災害時の協力協定締結に努める。

この場合、協定内容は原則として、生活物資等の確保のほか配送要員及び車両の確保も業者において行う内容とする。

5 機材供給体制の整備

(1) 趣 旨

災害時には、ライフラインの被害等により、指定避難所や災害対策本部等で発電機や仮設トイレ、その他機材が必要となるため、町は、県との連携のもと、迅速な供給ができるよう、備蓄基本計画に基づき平常時からの備蓄及び業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制の整備に努める。

(2) 機材の備蓄

町は、機材の備蓄に当たり、高齢者や障がいのある人、女性等にも配慮しつつ備蓄品目を選定し、備蓄品目の性格に応じ、集中備蓄または指定避難所等の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。

6 義援物資の受入体制の整備

町は、県との連携のもと、災害時に被災者が必要とする物資の内容を把握するとともに、迅速かつ的確に被災者へ供給できるよう受入体制の整備及び確保した義援物資の配送方法の確立に努める。

第21節 住宅の確保体制の整備

本節の内容は、第2章 第15節「住宅の確保体制の整備」による。

第 2 2 節 ごみ・し尿・がれき処理体制整備計画

本節の内容は、第 2 章 第 1 6 節「ごみ・し尿・がれき処理体制整備計画」による。

第23節 保健衛生・防疫体制の整備

本節の内容は、第2章 第17節「保健衛生・防疫体制の整備」による。

第24節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

- 1 総論
- 2 液状化対策の普及・啓発

1 総論

町は、県及び防災関係機関等との連携のもと、液状化による被害を最小限に抑えるため、公共事業などの実施にあたって、必要に応じて、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を実施する。

2 液状化対策の普及・啓発

町は、県及び防災関係機関と連携のもと、住民・施工業者等に対して液状化対策に有効な基礎構造等について知識の普及・啓発を図る。